

(認定計画実施者) 様

川崎市長

認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告について (依頼)

平素より、本市のまちづくり行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

○○様の住宅については、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」（以下「法」という。）に基づき、○○様が認定計画実施者として長期優良住宅の認定を受けられており、その際提出された維持保全計画に基づいて維持保全（点検・補修等）を行い、その状況に関する記録を作成・保存することが定められています。

ついては、法第12条の規定に基づき、次の2の内容について、3の方法により、御報告くださいますようお願いいたします。ただし、定期点検等を業者に委託している場合は、報告内容について、委託先の業者に御相談いただいた上で、御報告ください。

1. 報告対象の長期優良住宅建築等計画等

- (1) 認定年月日・番号 : 年 月 日 第 号
(2) 変更認定年月日・番号※ : 年 月 日 第 号
※変更認定がある場合
(3) 認定に係る住宅の位置 :
(4) 認定計画実施者 :
(5) 定期点検等実施予定者（申請時） :

2. 報告いただく内容

- (1) 住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況
(2) 住宅の維持保全状況

3. 提出期限 : 令和○年○○月○○日 ()

※報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は、法第21条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

4. 報告方法

- (1) 提出物 : ①報告書（添付の様式1-2）※ …1部

※様式は市役所ホームページからもダウンロードできます。

URL: <http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000068408.html>

- ②維持保全（点検・補修等）の記録 ※の写し …1部

※様式は自由です。ただし①報告書（様式1-2）の内容が確認できる必要があります。

※地震時及び台風時の臨時点検の記録、補修等の記録をお持ちの場合は、それらも忘れずに添付してください。

(2)提出方法：郵送又は持参

(3)郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部建築管理課 省エネ・CASBEE担当

持参先：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル1 1階

4 その他

- (1) 売買や相続により認定計画実施者が変更になった場合は、法第10条に基づく地位の承継の手続が必要となります。詳細は下記お問合せ先まで御連絡ください。
- (2) 増改築、リフォーム等を行う場合には、法第8条に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の手続が必要となります。詳細は下記お問合せ先まで御連絡ください。
- (3) 持参する場合は、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）を除く平日の8時30分から17時（12時から13時を除く）まで受付けています。
- (4) 報告内容等について、適切な維持保全がなされているか確認が必要となる場合は、担当者より連絡をいたしますので、御協力をお願いします。
- (5) 報告により適切な維持保全がなされていることが確認できた場合は、本市から通知等はいりません。
- (6) 今回、御提出いただいた報告書（様式1-2）については、写しを保存しておいてください。

お問合せ先：まちづくり局 指導部 建築管理課

省エネ・CASBEE担当

電話 044-200-3026

FAX 044-200-3089

E-mail 50kekan@city.kawasaki.jp